

平成 23 年度地方財政計画の評価（案）

平成 23 年度地方財政計画は、国の財政運営戦略に基づく中期財政フレームにより、地方にも歳出抑制が求められる中、地方交付税が増額されるとともに、地方一般財源総額は平成 22 年度水準が維持され、計画規模も 3 年ぶりに増となった。

しかしながら、社会保障関係費の自然増に対して、一般行政経費（単独）は昨年度並みとされたこと、投資的経費（単独）についても削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されている。

東日本大震災への対応や、社会保障関係費の増嵩など今後の地方の財政需要などを踏まえ、平成 24 年度の地方財政計画においては、これらの財政需要の適切な積み上げや厳しい地域経済の状況への対応、地方財政の格差是正を図る地方交付税の充実・強化、地方の財源不足を解消するための抜本的対策を求めていく。

1 地方財政規模・地方一般財源について【図表 1】

(1) 地方財政規模

- 平成 23 年度の地方財政規模は、昨年度比 0.4 兆円増の 82.5 兆円となっている。社会保障関係費の自然増等や地域活性化・雇用等対策費で 1.8 兆円増となる一方、給与関係経費や公債費の減、及び投資的経費や、一般行政経費（単独）のうち社会保障関係費以外の経費の圧縮などで 1.4 兆円減となっている。
- 地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、少なくとも投資的経費や一般行政経費（単独・社会保障関係費以外）は 22 年度並を確保すべきであった。

<主な増減内訳>

(単位：兆円)

	項目	増減額	計
増	社会保障関係費	1.6 (補助 1.4、単独 0.2)	1.8
	地域活性化・雇用等対策費	0.2	
減	給与関係経費	△0.4	△1.4
	公債費	△0.2	
	投資的経費	△0.6 (直轄・補助 △0.4、単独 △0.2)	
	一般行政経費（単独・社会保障関係費以外）	△0.2	

(2) 地方一般財源

- 地方一般財源総額は、地方交付税、地方税（地方法人特別譲与税を含む）が 1.6 兆円増となる一方、臨時財政対策債を 1.5 兆円削減とされたことから、平成 22 年度並の水準とされた。
- これは、中期財政フレームに基づく水準であるが、社会保障関係費の自然増との関係からみると十分ではなく、投資的経費等他の経費の抑制につながった。

<主な増減内訳>

(単位：兆円)

	項目	増減額
増	地方交付税	0.5
	地方税（地方法人特別譲与税含む）	1.1
減	臨時財政対策債	△1.5

(3) 三位一体改革前との比較

- ・三位一体改革の前である平成 15 年度と比較しても、依然として地方財政規模は 3.7 兆円、地方一般財源は 2.0 兆円減額となっている。

<地方財政計画額の増減>

(単位：兆円)

項目	H15 年度	H22 年度	H23 年度	H23-H15	H23-H22
地方財政計画規模	86.2	82.1	82.5	△3.7	+0.4
地方一般財源※税源移譲分(3.1兆円)除く	58.4	56.3	56.4	△2.0	+0.1

2 社会保障関係費について【図表 2】

(1) 総額

- ・社会保障関係費（補助・単独）は 22 年度に比べ、1.6 兆円の増となっていることに対して、給与関係経費や公債費の減を充当した上で、地方財政計画の額が 0.4 兆円の増にとどまったため、投資的経費や社会保障関係費以外の一般行政経費(単独)が削減されている。

(2) 地方負担額

- ・地方負担額は、補助分（0.5 兆円）、単独分（0.2 兆円）及び国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等（0.1 兆円）を合わせて 0.8 兆円増額されている。
- ・このうち、社会保障関係費の補助分の増（0.5 兆円）については、給与関係経費や公債費の減により賄っている。しかし、社会保障関係費の単独分（0.2 兆円）の増については、社会保障関係費以外の単独事業規模を確保することなく削減している（△0.2 兆円）ものと考えられ、地方の主体的な事業にしわ寄せが及んでいる。

<一般行政経費の内訳>

(単位：兆円)

項目		H22 年度	H23 年度	H23-H22
補助	社会保障関係費	13.7 (7.6)	15.1 (8.1)	+1.4 (+0.5)
	その他	0.8 (0.3)	0.7 (0.3)	△0.1 (±0.0)
	小計	14.4 (7.9)	15.7 (8.4)	+1.3 (+0.5)
単独	社会保障関係費	—	—	+0.2 (+0.2)
	その他	—	—	△0.2 (△0.2)
	小計	13.8	13.9	+0.0
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費		1.2	1.2	+0.0
合計		29.4	30.8	+1.4

※ ()内は地方負担額 ※ 表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない箇所がある

※ 上記補助(+0.5)、単独(+0.2)の他に、基礎年金地方負担等(+0.1)を加えて、0.8 兆円が地方負担分の増額として措置されている

(再掲) 社会保障関係費に係る地方負担額の増 (単位：兆円)

項目		増減額
一般行政経費	補助	+0.5
	単独	+0.2
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等		+0.1
合計		+0.8

3 地方の経済雇用情勢に対応するための経費について【図表3】

(1) 地域経済対策経費の減

- ・地域活性化・雇用等対策費創設に伴う増額 (+0.2 兆円) があったものの、投資的経費が 0.6 兆円減額されたことから、総額としては 0.4 兆円の減となっている。

<地域経済対策経費の減>

(単位：兆円)

項目	H22 年度	H23 年度	H23-H22
地域活性化・雇用等対策費	1.0	1.2	+0.2
投資的経費（補助・単独計）	11.9	11.3	△0.6
計	12.9	12.5	△0.4

(2) 地域活性化・雇用等対策費の創設

- ・地域の実情を踏まえた経済活性化や雇用対策などを推進するため、22 年度の地域活性化・雇用等臨時特例費（1.0 兆円）に子育て施策等 0.2 兆円が上乘せされ、新たに地域活性化・雇用等対策費（1.2 兆円）が設けられた。

<地域活性化・雇用等対策費>

(単位：億円)

H22 年度		H23 年度		H23-H22
地域活性化・雇用等臨時特例費	(9,850)	地域活性化・雇用等対策費	(12,000)	(+2,150)
雇用対策・地域資源活用臨時特例費	(4,500)	雇用対策・地域資源活用推進費	(4,500)	
安心して暮らせる地域づくり	(690)	子育て支援サービス充実推進事業	(1,000)	
子育てや高齢者の生活支援	(2,400)	住民生活に光をそそぐ事業	(300)	
疲弊した地域の活性化	(1,700)	地球温暖化対策暫定事業	(100)	
緑の分権改革につながる豊かな地域資源の活用	(560)	各種活性化推進事業	(6,100)	

(3) 投資的経費の大幅減

- ・厳しい地方の経済・雇用状況に鑑み、デフレギャップ解消に向けた対策が必要であるにもかかわらず、地方の投資的経費が補助、単独合計 0.6 兆円削減されている。
- ・また、国直轄事業については、維持管理費の廃止による影響を除いた実質的な事業費は、ほぼ前年度と同水準となっているのに対し、補助・単独事業はそれぞれ△4.6%、△5.0%とそれぞれ大幅な減となっている。

<投資的経費>

(単位：億円)

項目	H22 年度	H23 年度	H23-H22
投資的経費（補助）	62,697	59,474	△3,223 (△5.1%)
うち国直轄事業分 (維持管理費を除いた場合)	7,072 (6,493)	6,415 (6,415)	△657 (△9.3%) (△78 (△1.2%))
うち公共事業分	55,625	53,059	△2,566 (△4.6%)
投資的経費（単独）	56,377	53,558	△2,819 (△5.0%)
合計	119,074	113,032	△6,042 (△5.1%)

4 地方の財源不足について【図表4】

- 平成23年度において財源対策が必要となる額（財源不足額）は14.2兆円となり、前年度に比べ約4兆円縮小しているが、これは、国税及び地方税の増収等（2.9兆円）によるものだけでなく、前年度からの特会繰り入れ（1.0兆円）による減もあり、抜本的な財源対策によるものではない。

＜財源不足額が縮小した主な要因＞

地方税、地方譲与税の増	1.2兆円	} 計2.9兆円
国税5税の法定率分の増	1.1兆円	
その他歳出の減	0.6兆円	
平成22年度からの繰越金	1.0兆円	

- また、平成8年度以降16年連続して財源不足の状態が続いており、地方の財源不足解消に向けた将来の見通しが立つような状況になっていない。

＜財源不足額（H8～H23）＞

項目	最小(H19)	最大(H22)
財源不足額（兆円）	4.7	18.2
（財源不足の地財計画総額に対する割合）（％）	5.7	22.2

- なお、税制抜本改革時まで、地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算（1.1兆円）が継続されることとなった。また、地域活性化・雇用等対策費の上乗せに対応した別枠加算（0.2兆円）が3年間同額で継続されることとなった。

＜別枠加算の内訳＞

（兆円）

項目	措置額
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算	1.1
地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算	0.2
合計	1.3

5 地方交付税の地域間格差是正機能について【図表5】

- 平成23年度当初予算では、47都道府県の約8割（36団体）の団体において、地方交付税が地方税を上回っており、地方の財政基盤は引き続き地方交付税に大きく支えられている。

＜地方税が地方交付税を上回っている団体（11団体）＞

東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、千葉県、福岡県、兵庫県、埼玉県、静岡県、茨城県、三重県
--

- 地方交付税の地域間格差是正機能は、22年度に比べ僅かに改善したものの、依然として十分なものとはなっていない。

＜地方税収にかかる地域間格差＞

項目	H15年度	H22年度	H23年度	H23-H15	H23-H22
地方税	0.44	0.40	0.45	+0.01	+0.05
地方税+交付税	0.84	0.78	0.79	△0.05	+0.01

※1人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の当初予算ベースで財政力格差を試算。

6 その他

(1) 制度創設・改正への対応について

① 子ども手当

・子ども手当については、原則全額国費で賄うとされながらも、地方との十分な協議なく、23年度においても児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、地方負担（5,465億円）が引き続き残された。

② 年少扶養控除の廃止に伴う措置

・年少扶養控除の廃止等に伴う、平成23年度の交付税（法定率分）の増額（2,113億円）については、地方との十分な協議なく、国の臨時財政対策特例加算の減額等に活用された。

<交付税（法定率分）の増額の対応>

（単位：億円）

項目	額
臨時財政対策特例加算の減額	△1,057
児童手当分の特例交付金の減額	△1,141
地方財政収支における調整	85
合計	△2,113

(2) 一括交付金（地域自主戦略交付金）

- ・平成23年度から、都道府県の投資補助金を対象に、「地域自主戦略交付金」（5,120億円）が創設された。
- ・しかしながら、事前に事業計画を提出しなければならないことや、関係省庁に予算を移し替え、補助率などは従来のスキームで実施することなど、地方の自由裁量を高めるものとはなっていない。
- ・平成23年度の第一次配分が、地方の見込額の約7割程度に留まり団体が必要とする事業の着実な実施が困難になっている。
- ・また、交付金の対象とされている各事業においても、事業規模により従来の補助金等と区分されているものがあり、相互流用が認められていない。
- ・さらに、第二次配分における客観的指標については、地方に対する説明がなく意見を述べる機会を与えられていない。

(3) 空飛ぶ補助金

- ・都道府県を経由せず、民間事業者等へ交付されるいわゆる「空飛ぶ補助金」については、都道府県が実施する事業との連携強化を図る観点などから、これを廃止もしくは一括交付金化の対象とすべきであるが、平成23年度においても引き続き残されている。

図表 1 地方財政規模と地方一般財源の推移

(単位:兆円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	(H23-H22)
地財規模	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.5	82.1	82.5	(+0.4)
<各年度-H15>	-	▲ 1.5	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 4.1	▲ 3.7	
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	(+0.5)
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7	6.2	(▲1.5)
地方交付税等	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	23.6	(▲1.0)
<各年度-H15>	-	▲ 2.8	▲ 3.8	▲ 5.1	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 2.9	0.7	▲ 0.3	
地方税 (地方法人特別譲与税含む)	32.1	31.6	31.6	31.8	37.7	37.4	33.9	30.7	31.9	(+1.2)
税源移譲分等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0
地方税(税源移譲分等含む)	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	37.0	33.8	35.0	(+1.2)
<各年度-H15>	-	0.1	1.1	2.7	8.2	8.3	4.8	1.6	2.8	
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	(-)
地方一般財源 計	58.5	56.5	57.3	58.7	59.2	59.9	59.0	59.4	59.5	(+0.1)
<各年度-H15>	-	▲ 2.0	▲ 1.2	0.2	0.7	1.4	0.5	0.9	1.0	
地方一般財源 計 (税源移譲分等除く)	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9	56.3	56.4	(+0.1)
<各年度-H15>	-	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 2.0	

※ 税源移譲分等:税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金(税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金など国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの)

※ その他:地方譲与税(地方法人特別譲与税を除く)、地方特例交付金等、減税補填債

※ 表示単位未満四捨五入のため、合計が一致しない箇所がある。

図表2 一般行政経費の内訳

(単位:億円)

区分		H23年度 (A)	H22年度 (B)	増減 (A)-(B)	
一般行政経費	補助	生活保護費	34,726	29,823	4,903
		うち地方負担	8,682	7,456	1,226
		児童保護費	10,756	10,279	477
		うち地方負担	5,378	5,139	239
		障害者自立支援給付費	17,005	15,682	1,323
		うち地方負担	8,502	7,841	661
		後期高齢者医療給付費	19,844	18,865	979
		うち地方負担	19,844	18,865	979
		介護給付費	20,925	19,874	1,051
		うち地方負担	20,925	19,874	1,051
		児童手当及び子ども手当	26,691	22,177	4,514
		うち地方負担	5,465	5,478	▲ 13
		その他の社会保障関係費	20,606	19,841	765
	うち地方負担	12,292	11,558	734	
	小計	150,553	136,541	14,012	
	うち地方負担	81,088	76,211	4,877	
	その他	6,928	7,772	▲ 844	
	うち地方負担	2,726	2,734	▲ 8	
	小計	157,481	144,313	13,168	
うち地方負担	83,814	78,945	4,869		
単独	社会保障関係費	—	—	2,094	
	社会保障関係費以外	—	—	▲ 1,778	
	小計	138,601	138,285	316	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費		12,144	11,733	411	
合計		308,226	294,331	13,895	

※兵庫県推計

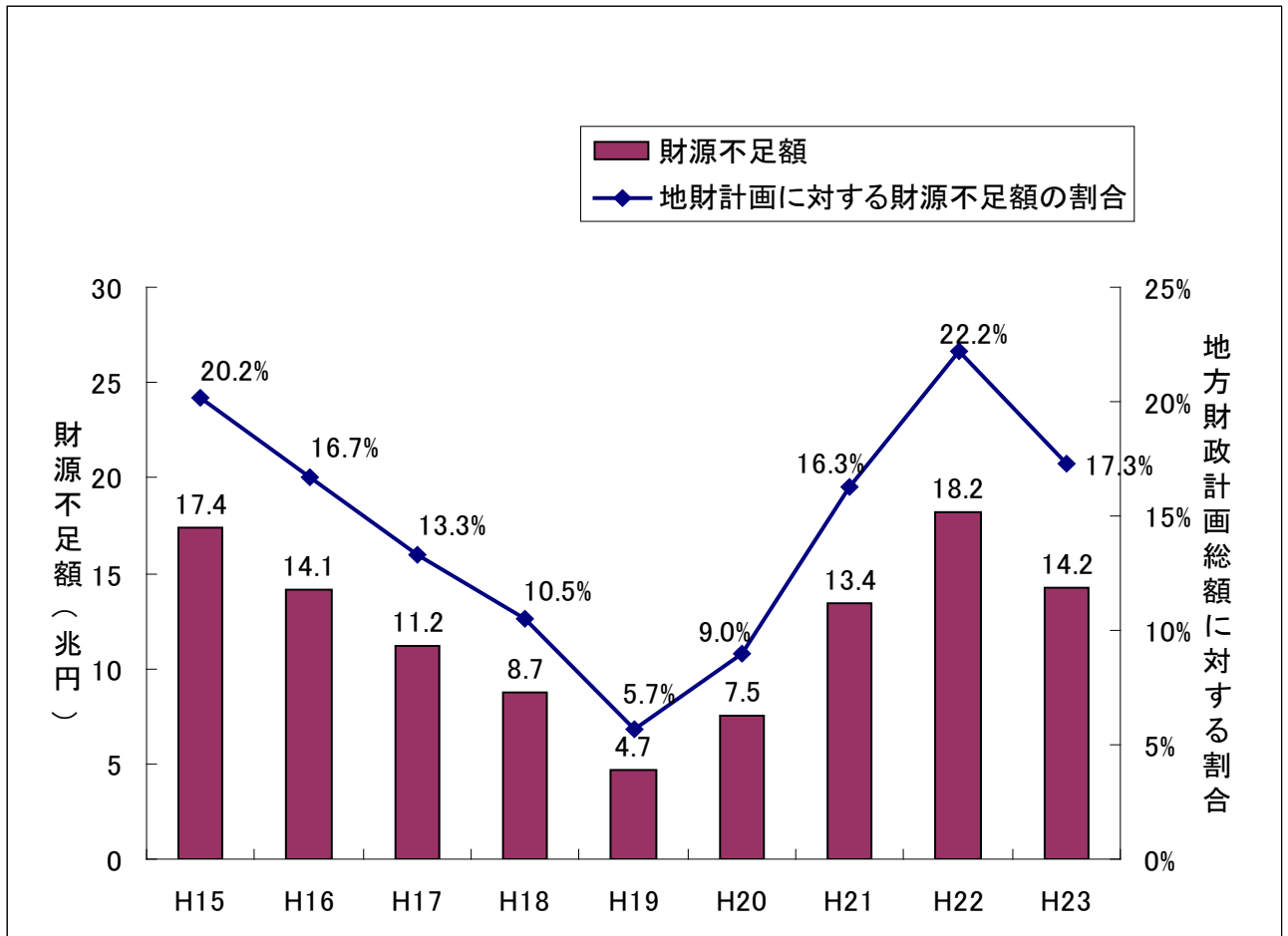
※国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等の地方負担の増額1,400億円のうち約1,000億円は基礎年金地方負担等で給与費や公営企業繰出金として区分されている

図表3 地方の経済雇用情勢に対応するための経費の内訳

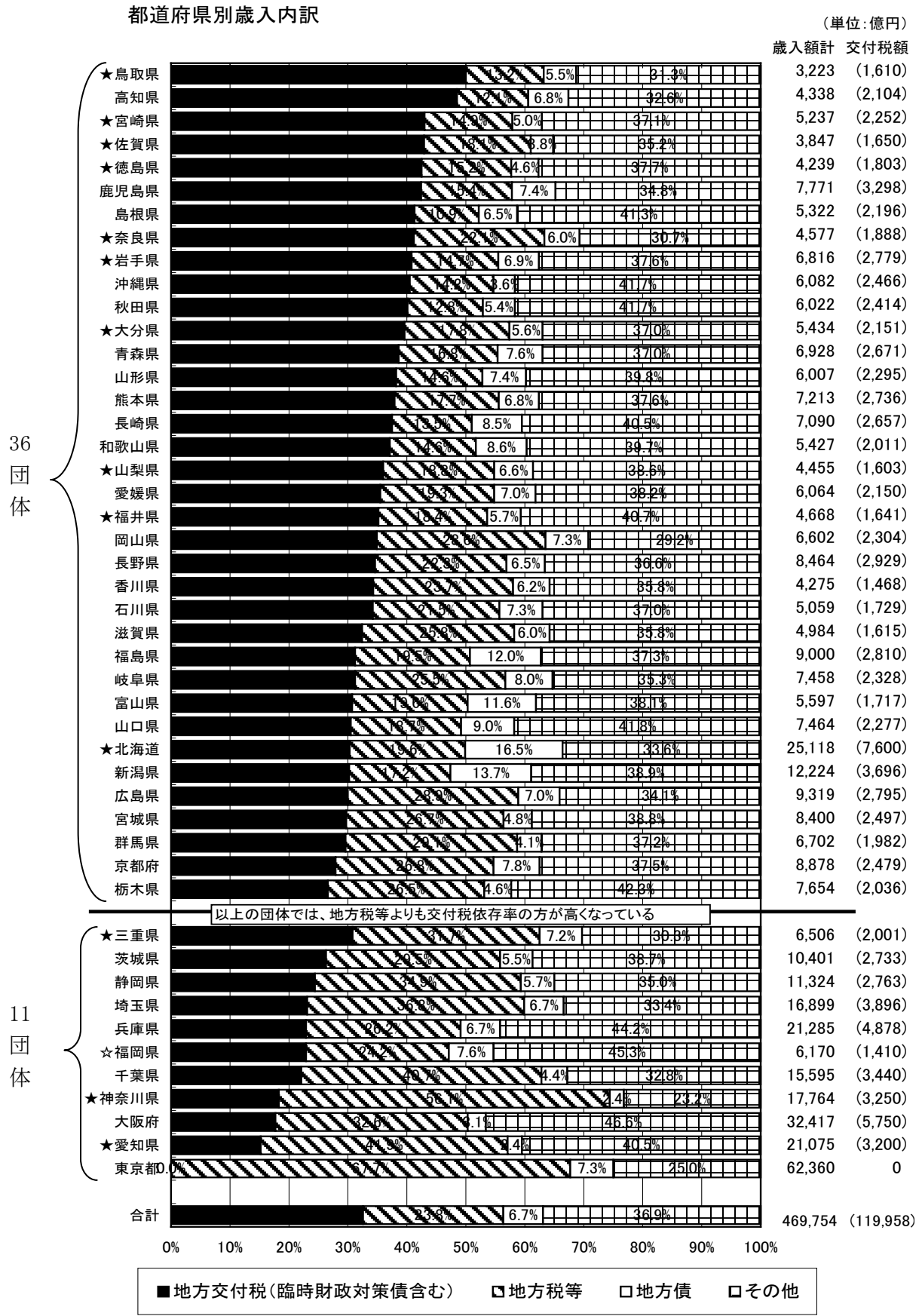
(単位:億円)

区分		H23年度 (A)	H22年度 (B)	増減 (A)-(B)
地域活性化・雇用等対策費		12,000	9,850	2,150
投資的経費	直轄・補助	59,474	62,697	▲ 3,223
	単独	53,558	56,377	▲ 2,819
	小計	113,032	119,074	▲ 6,042
合計		125,032	128,924	▲ 3,892

図表4 財源不足額の推移



図表5 歳入に高い割合を占める地方交付税



注) 平成23年度当初予算(一般会計)ベース(都道府県)

★: 骨格予算 ☆: 暫定予算